

# 議会運営委員会

平成23年8月26日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫	○木澤 正男	中川 靖広
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏      同 係 長 安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小野委員、飯高委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に中川委員、小野委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますレジメのとおりです。レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

1. 協議事項（1）平成23年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、前回の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、9月1日（木）から9月26日（月）までの会期26日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成23年第4回斑鳩町議会定例会は、9月1日（木）から9月26日（月）までの会期26日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、9月議会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

それでは、平成23年第4回斑鳩町議会定例会の付議予定議案について説明をさせていただきます。予定しております提出議案数は議決案件が1

2件、認定案件で7件、同意案件で2件の合計21件でございます。

まず議決案件でございます。1つ目、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例についてでございますが、予防接種による健康被害調査の調査委員会を、これまで王寺周辺広域圏7町において共同で設置されておりましたが、各町で調査会を設置することとなり、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。2つめに、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今申しあげました調査委員会を設置することに伴い、この委員会委員の報酬及び費用弁償の額を定めることから改正を行うものでございます。3つめに、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてでございます。国において現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が本年6月30日に施行されましたことから、個人町民税の寄附金の税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げること、また、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率の特例を2年間延長すること、また非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に係る所得計算の特例の施行日を2年延長すること等の改正を行うものであります。4つめに、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど申しました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の改正により、固定資産税等の課税標準等の見直しに係る条文整理等の所要の改正を行うものであります。5つめに斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹も支給対象とする改正でございます。6つめに、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。保育所運営費国庫負担金に関する規定の改正により、平成24年4月1日から、4月2日生まれの児童に対する保育所保育料の年齢区分の取扱いを、3歳児から2歳児に改める改正を行うものであります。次に、消防ポンプ自動車の購入についてでございます。第3分団の消防ポンプ自動車が17年を経過することから更新することとし、新たに購入をするもので、その

予定価格が700万円を超えることから、議会の議決を求めるものであり、去る7月29日に入札を行い、すでに仮契約を行っており、契約の相手方は、株式会社モリタ大阪支店 支店長 平田隆吉、契約金額は1,407万円でございます。その議決をいただく議案でございます。

次に、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算額の総額に、それぞれ5億1,578万1千円を追加し、82億8,663万8千円とする補正でございます。主な内容といたしましては、まず歳入予算では、平成23年度の普通交付税交付額の確定や、平成22年度会計の余剰金の確定による増額の補正のほか、町債で、特に（仮称）地域交流館建設事業債では平成24年度から国のまちづくり交付金の活用が見込めることとなり、本年度は、建設用地の取得を土地開発基金で取得するため、町債の減額と、交付税措置のない町債につきまして、決算剰余金をもって財源が確保できることから、それらの町債の減額補正をお願いするものでございます。また、歳出につきましては、（仮称）地域交流館建設用地について、先ほど申しました交付金の活用が見込まれ、土地開発基金で取得するため、当初予算計上額の減額。また、今後の土地開発基金の活用を図るため、決算剰余金を活用して買い戻すための追加補正、また災害備蓄品購入費として520万円の増額補正等などをお願いし、最後に予備費では、今回の補正から生じた財源4億265万7千円を留保する内容の補正でございます。

次に、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,786万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億8,726万8千円とするものであります。主な内容としましては、平成23年度の後期高齢者支援金医療費拠出金及び介護納付金のそれぞれの本年度の拠出額の確定と、これらの概算交付金の確定に伴います補正また療養給付費等負担金、特定健康診査負担金、出産育児一時金負担金の確定に伴う超過交付分等の返還が生じたことによる補正をあわせてお願いするものでございます。

次に平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,319万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,579万4千円とす

るものであります。その内容といたしましては、平成22年度決算に伴う繰越金の増額補正、余剰金の介護保険給付費準備基金への積立などがございます。

次に、議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万1千円を増額し、歳入歳出それぞれ2億8,584万1千円とするものでございます。その内容といたしましては平成22年度決算による繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及び被保険者保険者の払い戻しに要する補正となっております。

次に、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入で東日本大震災支援対策といたしまして応急物資の支援に、一般会計からの繰入金金の追加補正と、収益的支出では、東日本大震災応急物資の支援を行ったことによる応急給水物資の備蓄の補てんを行うための増額補正をそれぞれお願いするものであります。

次に、認定案件の7件でございます。認定では、平成22年度斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定及び6特別会計の決算の認定についてお願いするものでございます。

次に、同意案件2件でございます。1つめの、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてでございます。現委員の清水建也氏の任期が、平成23年10月26日で満了となることから、引き続き、清水建也氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

2つめの斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。現委員の和田佐知子氏の任期が、11月11日であることから、引き続き、和田佐知子氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

以上が平成23年第4回定例会に提出を予定いたしております議案の内容であります。よろしくお取り計らい方お願いを申し上げます。

委員長

ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたが、委員皆さんのほう

から何か事前にお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思います。質疑、ご意見等のあるかたはどうぞ。 中川委員。

中川委員 消防ポンプの自動車購入ですが、これは増車、入替え。

総務部長 入れ替えです。増車じゃなくて入れ替えです。

中川委員 その入れ替えの古いほう、廃車っていうか処分する方、どういう手続きを追ってはるの。

総務部長 新しいポンプ車が入りましたら、処分についてはオークションで処分していきたいと、このように思っております。

委員長 よろしいですか、他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっと同意案件で2点、不勉強で申し訳ない、教えてほしいねんけども、10月26日に清水建也が任期満了ということで、たぶん前任者の方の後ということで、1人ということになると思うんですが、固定資産審査委員会は3年で1年ごとに3人変わっておられると思うねけれども、教育委員会の任期というのは教育委員さんと同じ時じゃなかったのかなと思うんですが、その点はどうなんですか。全員同じときじゃないんですか。

総務部長 教育委員の任期につきましては、それぞれ任期が異なっております。同じではございません。

小野委員 固定資産評価委員、これは規則か何かで決まってるんやね、あれ1年ごとにするというのはね。教育委員さんは就任していただいた時って、今4名おられるのかな、それ皆ばらばらやということでもいいのかな。それ何か理由があったのかな。

総務部長 教育委員さんの任期は4年でございます。一応就任された後で、この清

水建也氏につきましては、前任者の栗本裕美氏の任期が4年あったものを、3月でお辞めになったということで、それを引継いでなつたと。委員さんにつきましては、その就任した日からになりますので、当初は教育委員さん4名、選任したときは同じ日であったかも知れませんが、それ以降、任命の間にやはり何日間かのブランクができてきたりしておりまして、日にちが統一になっていないということでございます。後、小野委員さんがおっしゃる1年ごとというのは、あれは公平委員さんであって、最初、公平委員さんが委員の選任受ける時に、毎年1年ごとに、3人を任命しましたけども、任期はそれぞれ1年の委員さん、3年の委員さん、2年の委員さんというふうに決めて、それぞれ毎年委員を選任してきた経緯がございます。

小野委員　　ちょっと先、もういっぺん質問する前にね、部長、さっきにね、説明している時に委員長が長いから座ってもいいというふうに言っただけでねん。答弁はやっぱり今までどおりな、立って言ってくれるか。そのほうがいいと思うねんけれども。それは細かい話やねんけれども。その点はちょっとまた、教育委員会というのは発足した時は皆一緒に4名でいったはずやろし、今みたいに途中で辞められた方、その方は残りの期間ということで、皆同じだというのが、まあ自然に考えられる。だからね、確かに固定資産評価委員会の委員も、公平、これも1年ごとに替わってもらおうような、3人だと思っただけで。一斉に替わってもらったらいろんな審議内容が途切れてしまふとか、そういうことがあって、たぶん1年ごとに選任していると、そのように思うんやけれども。というのはね、素朴な疑問として、今1名だけの同意を求めることについてということで提案するんやね。だからそういう疑問が湧いたので、それらがどうなのかなと思って、この議運の中で質問させてもらってるので。そういうことに対してね、はっきりとしたあれをもって説明をしてもらえたらありがたいなと思っただけで、何も1名の話やから、残りの人も全部一緒やというのだったらわかるんやけどもね、10月26日かな、教育委員会だったら。教育委員さんの清水建也氏が10月26日に満了ということやから、そういうことを思っただけでね、そこらはちょっと後でもええから教えてください。

委員長 よろしいですか。他ございませんか。

( な し )

委員長 なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、付託議案の取扱いですが、付議予定議案について、既にこの8月の各常任委員会で、あらかじめ報告がされておりますが、付託先などについて確認をさせていただきます。

まず、日程 7、議案第23号、斑鳩町予防接種健康被害調査委員会条例については、厚生常任委員会へ付託。

次に、日程 8、議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、先ほどの総務部長の説明にもありましたように、議案第23号の予防接種健康被害調査委員会の委員の報酬等を定めるものですが、これまでの例により、総務常任委員会に付託することとしてよろしいでしょうか。

( 異議なし )



委員長

異議がないようですので、議案第24号については、総務常任委員会に付託することといたします。

次に、日程9、議案第25号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。

日程10、議案第26号、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。

日程11、議案第27号、斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。

日程12、議案第28号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。

日程13、議案第29号、消防ポンプ自動車購入については、総務常任委員会に付託。

日程14、議案第30号、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてから、次のページの日程18、議案第34号、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの補正予算に関する5議案と、日程19、認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程25、認定第9号、平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての、決算認定に係る7議案については、予算決算常任委員会へ付託。

次に、日程26、同意第10号、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて、及び、日程27、同意第11号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、いずれも人事案件でありますので、これまでの例により委員会付託を省略し、本会議初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

日程26、同意第10号、日程27、同意第11号の2議案につきましては、初日の本会議で、諮っていただくことといたします。

9月定例会に付議されます議案については、以上でございますが、6月

定例会において継続審査となりました陳情第3号、ガイド活動に伴う駐車料金に関する陳情については、8月16日開催の建設水道常任委員会において、賛否の討論ののち、表決が行われ、建設水道常任委員会として、陳情第3号については、不採択にすべきという審査結果がでております。9月定例会初日の委員長報告において、この審査結果が報告をされることと思いますが、本会議における採決を初日本会議にて行うのか、最終日に行うのか、いずれの本会議とするのがよいのかを、ご相談をさせていただきたいと思います。

何か、ご意見がありましたらお受けしたいと思います。 小野委員。

小野委員 初日にそのことについて、建設水道常任委員長から報告もなされるので、初日に本会議で採決をされる方がいいのかな、この期間最終日に諮っていく時に、初日の、当然それまでにまた本会議中の建設水道常任委員会委員長報告もありまして、ちょっとどういう祝詞にしたらいいのか、その方が新鮮さっていうんですかね、委員会での議論も聞いたあとで、ほかの議員さんらが本会議場で聞いてもらって判断しやすいのではないかな、そのように思いますので、差し障りなかったら、初日に本会議で採決というふうにしといた方がいいかなと思います。

委員長 今、小野委員の方から初日に採決したらどうかということでございますが、初日で採決をするといということでご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。陳情第3号については、初日の本会議においてお諮りすることといたします。

つきましては、お手元の日程には入っておりませんので、9月1日の日程28として、陳情第3号を入れさせていただきます。

日程につきましては、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、日程につきましては、ただ今申し上げましたとおり修正をさせていただきます。

付議予定議案等の取扱いについては以上ですが、ただ今、確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思います。

議長におかれては、ただ今確認をいたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

総務部長のほうから何か他に報告をしておくことがございますでしょうか。 西本総務部長。

総務部長 ございません。

委員長 それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

( 午前9時22分 休憩 )

( 午前9時23分 再開 )

委員長 再開いたします。

続きまして、(2)要請書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに4件の要請書などをお受けしております。これについて、本日、その取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けとった経緯などについて、簡単に事務局から説明をしてもらいます。

藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、受付けをいたしました順にご説明をさせていただきます。

局長 まず、長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センター」への支援の要請でございますが、これにつきましては、社団法人全国シルバー人材センター事業協会及び公益社団法人斑鳩町シルバー人材

センターの連名で提出を受けております。去る7月13日に斑鳩町シルバー人材センターの事務局長さんが議会事務局にお越しになられまして提出されたものでございます。

次に、反核平和の火リレー奈良県実行委員会からの要請書でございますが、これにつきましては、去る8月3日に同実行委員会の「反核平和の火リレー」が斑鳩町を訪問してこられました際に、直接受け取ったものでございます。

次に、核兵器廃絶・平和行政推進に関する要請でございます。これは、被爆66周年原水爆禁止世界大会実行委員会、原水爆日本国民会議加盟・原水爆禁止奈良県協議会より郵送にて送ってこられまして、8月5日に受け付けをしたものでございます。

次に、福岡県筑後市長、福岡県大川市長、福岡県大木町長、環境自治体を目指すちっこ委員会委員長の4者連名で、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、お願いということで、これにつきましては、町長宛と同封で郵送で送られてきまして、8月15日に受け付けをしております。この環境自治体を目指すちっこ委員会の事務局が置かれております大木町につきましては、斑鳩町の環境対策課が、今秋に予定しておりますゼロ・ウェイストフェスティバルで大木町長に講演を依頼しているところでございまして、その関係から送られてきたものでございます。

以上、簡単ですが、これら要請を受けました経緯のご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今、局長から説明がありましたが、これら要請書などについて、どのように取扱いをするのか、提出を受けました順にひとつずつ委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

まず、はじめに、長寿社会における自立した生活の実現を目指す「シルバー人材センター」への支援の要請について、この件について定例会に上程するか、また議員配付するか、また上程の場合はどの委員会に付託するか、その辺を決めていただきたいと思います。 中川委員。

中川委員　これ毎年っていうのかな、定期総会が行われて各自治体にこういう要請されていると思いますが、毎年毎年付託するわけにもいかへんし、去年もそうやったけども、斑鳩町としても支援はしていくということで、町のほうも考えていただけてますし、議会のほうもそういう理解をしていますし、配付に留めてもろたらとどうかなと思います。

委員長　今、中川委員の方から配付に留めておいたらどうかということでございます。どうでしょうか。　木澤委員。

木澤委員　前回意見書として、国にあげていったかと思うんですけども。ちょっとまだしっかり読めていないんですけども。中のところに国の予算配分に変化があったというようなことがちょっと見受けられるんで、これに関してまた意見書あげてほしいのかなというふうに僕はとったんですけども。

（ 「意見書出してくれと書いてあれへん」 との声あり ）

木澤委員　直接的には書いてないですけども、そういうことで言ったら、1回関係委員会に付託して審議してもらうのもいいかなと思うんですけども。

委員長　今、配付と付託と2つに分かれていますけども。　小野委員。

小野委員　今、2人の委員さんから、去年のことでちょっといろいろ言ってもらって、私ちょっとわからないんですがね。ということは去年は付託して意見書を提出したと、そういうことでよろしいんですかね。そして中川委員から毎年こうして要請文が出てくるので、配付でいいんじゃないかなという意見と、木澤副委員長は去年、国へ意見書を出したという、今、意見だったと思うんですが、それでよろしいんですかね、今の話。

中川委員　去年は先うちが意見書をだした後にこういう要請文来て、みなし採択という形やったん、ちゃうかったん。これが来てからだしたんかな、確認だけ。

小野委員　　ということは昨年も同じような要請文が定期総会の後で来て、それで斑鳩町議会としては付託しての意見書を出したということによろしいんですね、確認させてもらいます。その上で、今、2人の委員さんがもう配付でいいんじゃないかとか、この内容をもう少し審議してもう1度付託したらどうかという提案だと思うんですがね、昨年以前のものについてはどういうふうな扱いになったのか、事務局長教えてほしいねけど。

議会事務局長　　おっしゃいますように、確かに、毎年のように支援という形で要請文がまいておられます。ただ、昨年の場合はこの内容の中にですね、政府のほうで補助金を削減するというので、補助金を削減しないようにという具体的な要請の内容が入っておりまして、そういったことを受けて委員会の方に付託をし、補助金を削減しないという意見書を採択したという経緯がございます。通常は毎年送られてくるわけですが、内容をご覧いただきましたらわかりますように、非常に苦しい状況の中で更にシルバー人材センターにですね、補助金も額や公共事業の発注などに配慮いただきたいという、そういう要請の内容でございます。

小野委員　　以前にもそういう文章であって、ここに「補助金の削減も加わり」というような言葉も入ってきてますけども、これだったら昨年とまったく同じような内容にもなってくるのかなと思うんですが。それで毎年意見書を提出するということは、情けないけども、毎年やっているところもありますし、もう中川委員が言うように、斑鳩のシルバー人材センターについては、私は普通より町としては支援をしているという、そういう感覚で見えておりますし、昨年に意見書も出していることもありますし、今回は配付でもいいんじゃないかなと、そのように思います。

委員長　　他の委員さんどうですか。　辻委員。

辻委員　　今言われるように、昨年は具体的に補助率の、書いてましたし、このことから町も国により補助率を若干あげて単独で補助されている経緯もあり

ますので、今回これは配付に留めてもらって、前回、十分、厚生常任委員会  
会で審議させてもらってますので、今回は配付でいいと思います。

委員長 そしたら配付という形を取らせてもらってよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっています要請書につきましては、各議員に配付する  
ということで確認をしておきます。

次に、反核平和の火リレー奈良県実行委員会からの要請書について協議  
をお願いいたします。 中川委員。

中川委員 斑鳩町としては町長名、議長名連名でアメリカ合衆国大統領宛に核兵  
器、軍事練習等の中止を求める意見書とか提出していただいていますこと  
から、斑鳩町としてはこういう思いを実行しているということから配付で  
いいのかなという思いでございます。

委員長 今、中川委員のほうから配付でいいのではないかとということでございま  
すが、これについては配付でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただ今議題となっています、反核平和の火リレー奈良県実行  
委員会からの要請書につきましては、議員配付をするということで確認を  
しておきます。

次に、核兵器廃絶・平和行政推進に関する要請についてお願いいたしま  
す。 中川委員。

中川委員 これも先ほどの同等の意見で、これも配付でいいのかなという思いで  
ございます。

委員長 ということによろしいでしょうか。 木澤委員。

木澤委員 先ほどの分は、町に対して項目の中でね、核エネルギーの開発に頼らない安心・安全な社会をということを求められているという記述でしたけども。こちらの核兵器廃絶平和行進、行政推進に関する要請のほうで、項目を見ますと、例えば7番目とか8番目で新たに東日本大震災で原発事故なんかも受けて、核廃絶だけじゃなくして、原子力発電所、原子力をどうしていくのかということをやはり、国に廃炉を求めるという項目がありますので、配付でという意見がありましたけども、継続的にこの非核については斑鳩町としても取り組んでいる部分もありますけども、この原発をどうするかということについては新たなことですので、一度委員会付託して議論をするということも必要ではないかなと、ちょっと思いますんで。私は付託してはいかがかなと思うんですけども。

委員長 他の委員さんどうですか。 中川委員

中川委員 今、木澤委員さんおっしゃった7番の原子力発電所の新規計画を中止しているのがあるねんけども、これ題が「核兵器廃絶平和行進推進に関する要請」で、これ原子力発電所とまたこれ内容がちゃうのかなと思うねんけども。いずれにしたかて、私はそのまま配付でという思いです。

小野委員 私もね、中川委員と同様の意見なんです。それでやはりね、核兵器廃絶と、今のエネルギー、きれいなエネルギーだということで、原子力発電所はエネルギーの中心になってきていたと、だけどああいう津波ということで、その後の対応についてはいろいろ問題もありますけども、私は個人的になんですが、ああいうことがあるから、廃炉というようなね、何か罪悪だとかいう、そういうような考え方が蔓延してきている中で、そういう議論をして、意見書をどこへ出すのか知らないけど、そういうようなことをするのは、私はちょっと納得いかない。やはり、エネルギー問題を1番最後の、この9番については別に問題、自然エネルギーとか、政策転換をということで、意見書を出したり、まとめていくというのは、私は賛成な



んですが、今中川委員がおっしゃったようにこの要請文のタイトル、核兵器廃絶平和行進推進に関する要請ということに対しての、この7番から木澤委員がこういうこともあるから、配付して審議しようということが、そらわからんでもないですが、何か付け足したものに対して、いろいろ審議していかなければいけないというのは、私はちょっと違うんかなあと、そのように思いますので、中川委員同様、配付でいいと思います。

委員長 他の委員さん、今配付という意見が出ておりますけども、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております核兵器廃絶平和行進推進に関する要請につきましては、各委員に配付するということで確認をしておきます。

次に拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択についてお願いいたします。 中川委員。

中川委員 初めは斑鳩町としては、その他プラスチック類のリサイクルしてますし、環境については大変努力していただいて、ISO14001も認証取得して、積極的に、精力的に頑張っていただけてますんで、配付でええのかなと思ってましてんけど、なんか斑鳩町が講師に、この市長を招いて、そのきっかけで、こういう意見書採択のお願いがきたということは、そういうお付き合いからいっても、配付やなしに、付託して意見書を採択してもらわな、付き合いとしてやっぱり具合悪いのかなという思いですけどね。斑鳩町としては十分やっただいていますねんけども、こういう意見書採択して環境省言いますのか、政府のほうにこの意見書を提出してほしいという、こっちからお願いしていることもあるねんから、あちらのお願いもきかなあかんのかなというような、今は思いになってますねんけど。

飯高委員 今の中川委員の気持ちはわかるんですが、あくまでもこれはこれ対して

の採択ということで、僕も詳しくはわからないし、勉強したいことも中にはあるし、この際、拡大生産者責任及びデポジットですか、これは実際は勉強して、今回のこれを付託することによって、また新たに委員さんのメンバーが再確認するとかいう意味において、今回これを付託していただきたいなと思います。

委員長           この意見について。   小野委員

小野委員       両名の意見と同じようなものなんですけども。中川委員とちょっと違うのはね、斑鳩町はこういうリサイクルとかについては先進地であるというふうに私は認識してきております。いろいろ皆さん周りの町当局、また委員会が努力したおかげでということで、一見今さら斑鳩町がこういう意見書を出す必要ないやんかという考え方もありますが、この大木町ですか、ここらがこういう運動をしてるのと、その中で一緒に協同でこうして意見書を積極的に出していくという構えを見せるということについてもいいので、やはり常任委員会に付託していただいて、その審議の中で、できれば、先からあまり意見は言ったらあかんと思いますけども、意見書を提出するように皆さんに勉強していただくということでいいんじゃないかなと思いますので、この意見書の採択についてのお願いということで、これは委員会に付託していただければありがたいと思います。

委員長           今、皆委員会に付託という意見でございますので、付託をしていきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長           付託先について、厚生常任委員会ですでにいただくと。

ただ今議会となっております要請書については定例会に上程をし、厚生常任委員会に付託するというので、確認をさせていただきます。なお、お配りしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

次に、地方自治法第96条第2項の議決事件の追加についてを議題といたします。

前回の委員会で、基本構想を議決事件に追加するということをご確認いただきましたので、今回、条例の改正案についてご協議いただきたいと思います。

まず、お手元にお配りをしております条例の改正案について、事務局から説明願います。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明させていただきます。

資料の3枚目の要旨をご覧くださいと思います。要旨を朗読いたします。地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により、市町村基本構想の議決の義務づけが廃止されたことに伴い、基本構想の策定、変更又は廃止に関することを議会の議決すべき事件に追加するものであります。なお、この地方自治法の一部を改正する法律でございますけれども、施行日を定める政令が公布をされ、施行期日を平成23年8月1日とされたところでございます。

2枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。これまで、斑鳩町におきましては議決事件の追加として、町民憲章の制定と改廃、また、町立保育所保育料の改定の2項目があげられておりましたが、今回、第2号に基本構想の策定、変更又は廃止に関することを追加し、第2号の町立保育所保育料の改定に関することを第3号に繰り下げるというものでございます。以上が条例改正の内容でございます。条例本文につきましては説明を省略させていただきます。

委員長

ただ今、事務局長から説明がありましたが、何か質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。 中川委員。

中川委員

一番最初の3枚目ですか、市町村基本構想の議決の義務づけが廃止されるということで、議会がタッチせずに、勝手に変更される、勝手にといったら語弊がありますけれども、知らないところで、変更や廃止をされるとい

うことは具合悪いことで、議会としてはこれを条例に入れるべきやということ、変更すべきやということ、これはこれで結構かなと思いますねけども。

委員長 よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 特に異議がないようですので、この条例案について、ご了承いただけますでしょうか。 小野委員。

小野委員 この条例改正は、この議会に出されるんですか。それだけ教えてください。

委員長 これにつきましてはね、今これで協議させていただき、全協で報告させてもらいます。それで皆さんの意見を聞かせていただいて、あと委員会であげるのか、議員発議であげるのか、それを決めていただく。最終日であげたいと。

小野委員 この条例改正、議会運営委員会でね、今のところ満場一致という感じもしますしね。できれば議会運営委員会の正副委員長でね、提案していただいて、最終日に議決していただければいいかなと思うんですが、そういう段取りはちょっとどうなんですかね。

委員長 1回全協のほうでその報告をさせていただきます。

小野委員 今、委員長が委員会とか、議員発議、2名からの発議とかなってくると思いますが、議会運営委員会でね、発議という形をとっていけるようにしていただければありがたいなと思います。

委員長 それでは、本条例案をもって9月議会に提案するという確認をさ

せていただきます。

なお、提出につきましては、9月議会の初日の全員協議会で、この条例案をお示しし、議員皆様のご意見を賜ったうえで、委員会発議で進めていきたいと。休憩します。

( 午前 9時48分 休憩 )

( 午前 9時49分 再開 )

委員長 再開します。次回の委員会で委員会発議をするという形で最終日の本会議に追加上程するというので進めていきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただ今申し上げましたとおり進めさせていただきます。  
次に、2. その他についてを議題といたします。  
委員さんのほうから何かございますでしょうか。

小野委員 皆さんにちょっとお聞きしてほしいというんですか、実は、先ほどの陳情書の件で、6月14日の建設水道常任委員会で、私はあの陳情書について、任期満了の以前の3月議会であるから、そのときに何らかの処理をしておいてもらわなければ、本来はだめなんですよという意味で、意見を申し上げる前に発言をしております。だけど、この改選後の斑鳩町議会は、議会運営委員会にこの議会の中に残ってあった陳情書を審議して、これは付託しようということでやってきているので、6月議会で、建設水道常任委員会で審議することにはやぶさかではないから意見をいいますと。こういうことが前例になつては、私は議会としては困りますので、議会運営としては間違っていますと、そのような発言も確かにしております。そうして、その後、ちょっと所要のために私は委員会を中座しておりましたが、委員会の流れとして、休憩をとられて、とりまとめをされて、継続審議という形で決定していただいておりますので、どういう意見が出たのかな

と、思って議事録もちょっと見せていただきました。その中で、継続審議とすると決したあとに、議長が発言を求められて、「この陳情文書についての取扱いについて疑義を申されておりましたが」ということで、いろんなことを状況を話されて、最後に「さきほどの委員さんのなんか議会が誤った取扱いをしたという発言はなかったということを申しあげておきます」ということで一応整理されておったので、私は、今度、8月16日の建設水道常任委員会で、この陳情書に対しての意見を申しあげる前に、この文言をどういう真意ですかということでも聞きました。と言いますのは、この議事録では議長が「発言はなかったということを申しあげておきます」と。私はこの点を一番気にしたんですね。発言がなかったということは、委員の発言を取り消しますという意味にもなってきますので、これは、まさしく委員外の方が、委員長がいろいろ秩序維持とか不穏当な発言を取り消してくださいというように、委員長から発言があつて、その発言した委員が「わかりました」ということで取り消すということしかできないはずなので、ということでも聞いたら、議長から「私は、発言はなかったというようなことは言っていないと。だから、議会が誤った取扱いをしたということにはなかった、そのように申しあげたつもりです」とか、そういうことで、一応納得いく回答をいただいたんです。だけど、議長、当時の議運の委員長ですが、いろいろおっしゃいました。「3月14日で、定例会の途中でも出してこられまして、そのときの定例会に付託することもできませんでしたし、陳情者に6月の定例会になるということも申し入れております。」と。よって、誤った取扱いをしたということにはならないという発言でしたので。そのとき、委員会におつたらよかったのですが、ちょっと私用で中座してましたので、そのときに議論できなかったのが残念なんですけれども。それで新たに8月16日に問題提起をして、議長から「発言はなかったということは、そういう意味じゃない。間違った取扱いをしたということにはなかった」ということでしてもらったので、審議はそのまま続けました。だけれども、そのことについて、やはり場所を替えて、建設水道常任委員会の中で、委員さんの中からも「ここではよろしいでしょう」という話もあったし、私もそう思いましたので、議会運営委員会で発言させていただきたいなと思ひまして、今ちょっと手をあげさせてもらいまし

た。

それで、私がなぜ誤りがあったと、いうことを申しあげたと、といいますのは、任期の満了前の3月議会、これがひとつのポイントなんですね。そこで陳情が3月14日になされた。それで日程表を見させてもらえば、3月15日に議会運営委員会を開催されているんです。私も偶然、傍聴に来たと思ったんですが、そのときにこの陳情書について議会運営委員会で一切触れておられない。触れておられないということは、この取扱いについて、今と同じように、陳情書を3月14日に受け付けてあるんですから、この取扱いについてやはり審議しておかなければいけない。これは、議員必携の中にもありますとおり、運営基準では、「陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する」、今、ちょうど議題として、4件、要請書等があるということで議会運営委員会で審議させてもらってます。この手続きをしておられないということに私は誤りがあるということをお申しあげておりますので、そのことで、それが前例として、いや改選があっても、6月議会に延ばしますよと。陳情者が納得したらそれでよろしいんですよと、これは議会運営として誤りがある。そのように申しあげておる。また、8月16日の建設水道常任委員会の中で、私は審議未了だということを、休憩した後かどうか知らないんですが、6月14日のときも審議未了で新たに出してもらわんなあかんねやということも言っていますので、ある委員さんから「審議未了になるのか」ということで、局長に聞かれました。局長は上程していないから審議未了にならないということでおっしゃったんですが、私はこれは間違いだと思います。受付ということで、議会として受付してある陳情書ですから、これを何もしないということは結果として審議未了だと。だから、そのことは陳情者は了解してはりますと。陳情者にとっては、会議規則、委員会条例、その他のことについては申し訳ないけど認識ということないと思うんです、あまりね。そしたら6月議会で結構ですよというて帰っておられるかもしれません。その点についても、そのときの会長さんが、そんな指導なかったですよと立ち話で言っただけなんですけれども、その方はそんな

ことはどちらでもよろしいんです。だから、この最初の、言うてみれば、3月の議会運営の扱いについては、やはり、これは前例としてもらったら、ただ単にそうして延ばしていくということにはならないと思いますので、どうしても任期満了の前の3月議会、そこで受け付けてある議案、陳情書それらについてはすべて処理をしていく必要があると私は考えますが、そのことについて、局長なり、当時の議運の委員長、今の議長ですよ、がちょっと意見をいただきたいなど、そのように思います。

中川委員 今、小野委員がおっしゃることもよくわかるというんですか、なるほどなという理解はできますし。私がそのとき、3月議会、議運のメンバーでした。そこで、小野委員は傍聴に来て何も出なかったと。私も委員でしたけれども、この陳情については一切知らずに、今の6月議会で知りました。そこで、文書見るのも、ちょっと不手際というのか、受付の日も見ていませんでしたら、今出てきたものやという感じで、私は建水に付託して議論すべきやと議運で意見を申しあげましたが、その当時、小野委員がおっしゃるように、なぜ議長と議運の委員長と局長と、そのなぜ一部で処理、処理て言うんですか、手続きを決められたんかなと。その後にある議運で、今日のようにかけてもらえたらよかったんかなという思いはあります。これを、今、小野委員おっしゃっているように、局長なり、現在の議長なり、意見、あとで意見申しあげてもらうねやろうけれども、私としては小野委員の言わはることも然りやなと思うし、そのときは、そのときで3月議会の中で、そういう取扱いをせざるを得なかったかなという気持ちもあるし。このことは誰かがはっきりマルかバツか決めろというたら、決められるのかなということもあるし、今後、小野委員おっしゃるように、任期満了前に受け付けたものは、何らかの決着を付けていくということで、みんな認識してもらったらそれでええのかなという思いで、私の意見として申しあげておきます。

小野委員 私も舌足らずで申し訳ないですよ。責任を追求しているのでは全くありません。同僚議員ですし、今までから仲間ですし、いろいろなこれからやっていかしてもらわんなあかんでね。何も「この扱い



は間違っているから、お前ら責任をとれ」とかそういう意味で言っているのではないです。だけれども、これが次の任期満了のときに同じようなことがあって、4年前にこうしたからこうしようとか、その時の議運の委員長なり、議長がそのように処理されたら、それが前例となっていくのを恐れるわけで。やはり、議会というのはそこで処理をしていくのが、住民のそれに応えていく形だと思うんです。これ以後はね、平成7年の3月議会であったことを議事録に私は残したくないので、委員長から休憩をされたら、また発言したいと思うんですがね。同じようなことがあって、斑鳩町議会としては、そういうことは、今回のことは後を引かないように、きちっと偶然なんです、6月の新しい議会運営委員会に諮ってもらって、それで委員会で審議させてもらったから、平成7年の3月の当時の陳情書の取扱いのことで後で尾を引いたようなことはないとは私は確信しておりますけれどもね。これらが、みな同じ認識の場でいてほしいという思いから発言をしていますので、その点もよろしくお願いしておきます。

委員長 今、中川委員のほうからひとつの案としてだしてもらいまして、小野委員さんのほうも理解してもらえるんやったら、今後そういう形で気つけんなあかんところは、お互い気をつけてやっていけたらというふうに思いますけれども。

暫時休憩します。

( 午前10時 3分 休憩 )

( 午前10時22分 再開 )

委員長 再開いたします。今の件につきましては、小野委員からの意見を聞かせていただいたということで終わらせていただきます。

他にございませんか。 辻委員。

辻委員 時間長いですがけれども、今、我々選挙期間中に議員定数の問題を住民からえろ言われていますけれども、この委員会ですのかどうかわかりませんねけれども、今後やっぱり、慎重に、我々としては検討する必要がある

うかと考えておりますので、前はどのようなふうにしたか、私ちょっと知りませんが、今後、議運ですか、全協ですか、あるいは特別委員会ですか、そのへんもちょっと検討をお願いしたいなということで意見だけ言わせてもらいます。ちょっとどんな段取りをするのか、委員会構成もいろいろ出てきますので、時間も要すると思いますので、そのへん今後検討をお願いしたいということだけ意見だけ言わせていただきます。

委員長           それに対して、何か意見とかありますか。    小野委員。

小野委員       議員定数についてはね、委員会のあり方とか議会のあり方かなんかいうのを議会運営委員会で検討して、確か議員定数の一番議論したときは里川さんが委員長の時で、副委員長私が。議会運営委員会でいろいろ議論して、それでももちろん全体協議会に諮っていったりして、意見を集めて、最終的に15人、それから1人分の報酬の減額ということで。だから、17年度の議会運営委員会で出して、3月ぐらいに議運の委員長からの提案で本会議で議員定数条例の改正をしたと思います。その中で、委員会の、その次の年の私が委員長をしているときに、委員会条例、会議規則等の見直しをやったと。だから、それは最初のベースを作るのは特別委員会まで設置する必要はないと思います。議会運営委員会でね、いろいろ審議しながらやっていったらいいことだし、その中で、どういう結論になるのか、最終的にはやっぱり全員協議会の満場一致の話を、その全員協議会で話をまとめる際にもいろいろあったし、定数についてはいろいろ意見があった。でも最終的には、これでいくということになって、本会議場で、確か中西議長やったかな、ちょっと慌てやったこともあったんですよ。やはり、定数については、慎重に審議せなあかんということもあるしね、ただ財政的にどうのこうのとかね、何ら仕事もしたらへんやないかといわれることね、そのときもいろいろ議論したなかでね、定数が少なければそれでいいんやという考え方は間違っている。私はそういう意見をさかんにやっとなしね。議会という組織の中での結論ですから、何でもかんでも定数が少なかったらいいんだったら、ゼロの、議会というのは必要ないんです。当時、里川委

員長にはだいぶ苦勞してもらったと思っています。そのときの議長もやはり苦勞してもらったと思うしね。今、改選直後やからね、どうなんやろうな、直からやっておいたほうがいいのか、どちらにせよもし改正になったとしてもね、次の選挙からというようになりますので。だから、そのときは17年から始めたような気がしますので、だから改選まで1年置いて結論をつけたと。そういうタイミングでもいいのかなど。だから、今まさに、いろんな議員さんから定数、私も言われていますよ、定数が多いんちがうかとか。私が説明しているのは、議会というのは3人や4人でやるもん違いますやろと。いろんな意見。ひとりの年俸というんですか、経費、それらも、私が議会へ来た時分から比べたら減っています。みんな節約してます、いろんなこと節約してます。だから、そういうようなことを、やはり住民の目から見たら、人数ようけいてるやん、給料ようけ払ってるやん、議会会期中どうのこうのやということもあるしね。もうちょっと先でもええん違うかなということだけ申しあげておきます。それとちょっと付け加えてね、私は予算決算の常任委員会、これをもう1回検討、見直しをしたほうがいいのかなど、提案しようかなと思っているんですよ。

辻委員

今、小野議員に言うていただいて、私も時間を要すると、また委員会構成もちょっと考えながら、定数も考えていかんことには。住民言わはるから、減らせ減らせやなしに、議会としてどうしようかということも、今後みんなと相談したいということで、そのへんも含めてちょっと時間がかかりますので、そのへんもいろいろ調整しながら、今後、先輩議員、いろいろ経験もしながら、検討もお願いしたいということで、意見だけちょっと言わさせてもらっただけで。そういうことで、即にとすることは思いませんので。

委員長

今の定数の問題につきましては、いろいろ住民の方からもいろんな意見出ていますので、これは当然、定数については協議していかなければならないというふうに思っております。あと、時期的にどうするかということもございまして、今すぐにというのもあれやと思いますので、ある程度時期を見た中でまた決めていけばいいことだと思っておりますので。よろしい

ですか。 他。 飯高委員。

飯高委員 辻さんが言われたように、ぼくも同じように議員定数のことについて、それと議会基本条例も以前にも木津の方へ視察行ったことも経過ありますし、これも睨みながら議会改革を進めていくということが大事かと思えます。それで、この4年でどういうふうにそういった議論をしていくかというの、早々にやっていくという意味において、やはり各委員さんも認識もいろいろお持ちやと思うんですけども。今ちょうど視察の時期にもなっていてありますし、そういう意味で、今、議員定数、議会基本条例とか云々で、そのことについての視察も視野に入れながら、今回視察するかどうかということも検討していただければなとは思っています。その中で、これを進めていくような形もいんじゃないかと思えますので。また、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長 視察でということ。

飯高委員 視察でというか、要するに今回、議会運営委員会として視察、この議員定数云々ということに限らず、他の委員さんの意見もあるとは思っていますけれども、私にしてみたら、ちょうどあれが出ましたので、まず議員定数、また議会基本条例、そういった議会改革の先進地を睨んで行けたらなとは思っていますけれども。

委員長 今、飯高委員のほうから、議員定数、また議会基本条例等について視察等行けたらということですが、委員会として視察についてはどうでしょうか。

辻委員 近隣で、前は木津やったかな、議会運営で行かせてもらっていろいろ勉強もさせてもらっています。そういう格好で、近隣で勉強するのもひとつかなということで、前行かったところもいろいろ勉強もさせてもらっていますので、そのへんも参考にしながら。

委員長 そのへんにつきましては、また近くのほうで調べていただきますので、またそれで報告させていただきます。他ございませんか。

( な し )

委員長 議長の方から何か報告等ございますか。

議 長 吉野議員さんのことなんですけれども、人権研修、公務です。そして、委員会打ち合わせについては私用のために欠席ということをお伺いしております。また、委員会2日間ありましたけれども、これは体調不良のために欠席させていただくという連絡を受けております。続けて4回欠席されておられますので、事務局のほうから9月1日の定例会以降出席していただけるのかどうかの確認をとっていただいて、出席していただけるものであれば、それはそれで結構かと思うんですけれども、9月1日以降、まだちょっと分からない、欠席みたいなニュアンスのことを言われましたときには、私のほうで一度吉野議員さんとお話をさせていただこうと思っておりますので、そのことのご報告をしておきます。

委員長 事務局のほうから何か報告等ありますか。

( な し )

委員長 それでは、先ほど中川委員のほうで退席されておりますので、署名委員の追加をお願いしたいと思います。署名議員には飯高委員をお願いいたします。

それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

長時間ご苦労さまでした。

( 午前10時35分閉会 )